相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市城東町三丁目一番地、最後の住所群馬県前橋市城東町三丁目一番九号
被相続人　亡　山本　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
群馬県前橋市岩神町四丁目一六番一九号
相続財産管理人　司法書士　板倉　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡川上村大字上谷一七九番地、最後の住所群馬県桐生市広沢町五丁目五〇〇九番地一三　被相続人　亡　上田　清孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
群馬県桐生市西久方町一丁目二番五五号
相続財産管理人　腰塚　有吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字大道四一六番地、最後の住所埼玉県越谷市赤山町一丁目二八五番地四　被相続人　亡　川島　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
埼玉県越谷市南越谷四丁目二番二　エクレシア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　茅沼　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本町二丁目四九七番地、最後の住所千葉県船橋市咲が丘一丁目一六番三一号　被相続人　亡　石井　徳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
事務所千葉市中央区中央三―四―八コーノスビル三階鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市戸張九五〇番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　真也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
千葉県柏市末広町五―一六エスパス柏ビル四階E号室
相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草橋一丁目三番地、最後の住所東京都足立区大谷田一丁目一四番五―一〇五号　被相続人　亡　荒木　富江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区元浅草二丁目一一五番地、最後の住所東京都台東区元浅草二丁目四番一〇号　被相続人　亡　伊藤　勝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階石澤・神・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子（登録姓　島田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市内野三二七番地、最後の住所静岡県富士宮市内野三三三番地の一　被相続人　亡　志村　洋

平成二十四年七月十七日
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目七番二五号タワーオブストリングス五階
相続財産管理人　弁護士　尾関　信也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市東山区古門前通東大路西入古西町三一五番地、最後の住所兵庫県たつの市誉田町福田七八〇番地三　被相続人　亡　松尾　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
兵庫県姫路市北条一丁目二八五―五北村ビル一階森下佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木宣彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県阿武郡田万川町大字上田万四九五番の二地、最後の住所山口県山口市大字吉田二四七七番地の二　被相続人　亡　竹本　光義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
山口県山口市宮野下三三〇一番地七
相続財産管理人　平野眞由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
静岡県静岡市葵区呉服町一丁目四番六号松浦ビル三階たちばな法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　保夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区梅森坂三丁目三二〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　八牟礼辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十七日
名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＡＭビル九階
相続財産管理人　弁護士　山内　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市大門九二〇番地、最後の住所三重県津市上浜町四丁目四九番地上浜団地三―二〇一　被相続人　亡　中村　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

決　算　公　告

平成24年6月12日
東京都渋谷区桜丘町31番14号
岡三桜丘ビル７階
公益社団法人
成年後見支援センターヒルフェ
代表理事　宮内　一三

貸借対照表の要旨
（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,210
	合計	3,210
負味債財及産びの正部	流動負債	1,710
	負債合計	1,710
	一般正味財産	1,500
	正味財産合計	1,500
	合計	3,210